

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月19日（平成29年（行情）諮問第488号）

答申日：平成30年3月1日（平成29年度（行情）答申第495号）

事件名：特定市立中学校生徒の自殺に係る聞き取り調査等に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け29受文科初第1956号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

文書の探索が不十分であるか又は対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求の内容及び請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは到底考えられない。

（2）意見書

ア 文書の特定

聞き取り調査等をしたのであれば、その際の資料やメモ、音声や写真、呼び出すための文書や電子メールや電話記録、後日の報告等の文書も当然に特定すべきである。

また、概要を記した文書があるということは、概略化する前の文書も存在するということであり、本件開示文書よりも詳細な文書も特定すべきである。

聞き取り調査時に何らの文書も持たないまま実施するとは考え難く、その際に使用した文書等も特定すべきである。

呼び出して実施した以上、呼出しのための文書や、職員や持ち物、日程や場所の調整等をした文書も特定すべきである。

イ 2度目の補正について

審査請求人は、2度目の補正については、そのような求めがあったことすら知らなかった。電話連絡もせずに、そのような重要な求めをすることは控えるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は、「特定市立中学生自殺事案 特定市からのヒアリング概要」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条本文に基づき開示（原処分）としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 文書の特定について

当初、行政文書開示請求書の「1. 請求する行政文書の名称等」においては別紙1の文書の内容が記載されていた。

文部科学省としては、特定年月に特定記述を書き残して特定市立中学校の特定個人（当時特定年齢）が自殺した問題について、特定年月日に、文部科学省が特定市の担当者と呼び、ヒアリングを行い、ヒアリング内容の概要（以下「当該概要文書」という。）を作成しており、当該概要文書が請求文書に該当すると考えたところである。

そのため、平成29年10月4日付け「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」において、請求文書としてどのようなものを想定しているか審査請求人に確認したところ、審査請求人から、平成29年10月5日付け「補正書」の回答において当該概要文書が請求文書に該当し、その他にも該当する文書が存在するとの意見があった。

そこで、改めて、「文部科学省が特定市教育委員会の担当者と呼び、対応に不備がなかったか聞き取り調査を行ったり、指導をしたりした件に関する文書」を探索したところ、当該概要文書以外には該当する文書はなかった。

以上を踏まえて、平成29年10月12日付け「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」において、当該概要文書以外には該当する文書はないため、当該概要文書以外にどのような文書を想定しているか回答を依頼し、締切りまでに回答又は意見がない場合は、別紙2の文書を今回請求の対象文書として特定する旨を審査請求人に伝えたところ、締切りまでに回答がなかったため、当該概要文書を特定した。

さらに、念のため確認したところ、審査請求人の請求する行政文書に該当する文書は当該概要文書の他には存在しなかった。

3 原処分に当たっての考え方について

文部科学省においては、上記のとおり文書の特定及び決定を行い、それらについて不備はないため、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月18日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年2月5日 審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙2に掲げる本件対象文書を特定し、その全部を開示する決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書の外にも本件請求文書に該当する文書があるはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が求める本件請求文書の内容から、特定年月日における特定市担当者からヒアリングを行った結果の概要をまとめた当該概要文書が本件請求文書に該当すると考え、審査請求人に対し、当該概要文書が請求文書に該当すると考えられるが、当該概要文書が請求文書と異なる場合、具体的に対象として想定している文書名を記入するよう、平成29年10月4日付けで回答を求めたところ、審査請求人から、当該概要文書は本件請求文書に含まれるものの、特定が尽くされておらず、請求に合致する文書を全て特定すべきとの回答があった。

上記回答には、当該概要文書の外に審査請求人が具体的に想定している文書が明記されていなかったものの、当該概要文書の外に請求文書に該当するような文書がないか改めてヒアリングを担当していた特定課の書庫やロッカー等を探索したが、当該概要文書の外に該当する文書の存在は確認できなかったため、審査請求人に対し、当該概要文書の外にどのような文書を想定しているのかについての再

度の確認及び当該概要文書の外に該当する文書の存在は確認できなかったことの報告に係る文書を発出したところ、審査請求人から締切りまでに回答がなかったことから、本件対象文書を特定したところである。

なお、本件は、特定個人の氏名を記載しての開示請求となっているが、特定年月に特定記述を書き残して特定市立中学校の特定個人が自殺した事案は、自殺した特定個人の保護者が氏名を公開していること、国民からの関心が高く特定個人の氏名を明らかにした新聞等の報道も多いこと、特定市教育委員会とのヒアリングについても、特定個人の氏名を明らかにした上での報道があったことなどを踏まえ、本件について、法8条の規定による存否応答拒否による決定を行わず、本件対象文書を特定して開示決定を行ったところである。

イ 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）ア）により、「聞き取り調査の際の資料やメモ、音声や写真、呼び出すための文書や電子メールや電話記録、後日の報告書も特定すべきであり、また、概要を記した文書を概略化する前の文書、聞き取り調査時に使用した文書等も特定すべき」と主張しているため、改めて、特定課内を探索したところ、いずれの文書の存在も確認できなかった。

なお、聞き取り調査の際や聞き取り調査後は、特定市との文書でのやり取りはなく、また、特定市担当者呼び出す際は口頭での連絡であったため、それに関する文書はなく、ヒアリング前後に特定市との電話でのやり取りはあったが、当該電話でのやり取りに係る電話記録も作成していない。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないことから、文部科学省において本件対象文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、文部科学省において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 1（本件請求文書）

特定年月に特定記述を書き残して特定市立中学校の特定個人（当時特定年齢）が自殺した問題で，文部科学省が，同市教育委員会の担当者呼び，対応に不備がなかったか聞き取り調査を行ったり，指導をしたりした件に関する文書一切。当日のやりとりだけではなく，前後のやりとりに関する文書も含む。

別紙 2 (本件対象文書)

特定市立中学生自殺事案 特定市からのヒアリング概要